

VII. 「大学が独自に設定する科目」の本学での授業科目及び履修方法

教員免許法施行規則には「大学が独自に設定する科目」の区分があります。

この区分の最低必要単位数は、本学では小学校 0 単位、中学校 2 単位、高等学校 4 単位、幼稚園 8 単位（子ども支援学科生は 2 単位）です。本学では、以下のとおり、「大学が独自に設定する科目」を開講しています。

小学校

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

中学校※

授業科目	単位数
※ボランティアと社会参加	2
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

※ 「ボランティアと社会参加」は以下の場合のみ、必修科目ですので、注意してください。

- ・初等教育学科の学生が異なる学校種の副免許として国語・英語・社会（中学校）を取得する場合。
- ・健康体育学科の学生が副免許として英語・社会（中学校）を取得する場合。

高等学校

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2
道徳教育の理論と方法（中・高）	2
ボランティアと社会参加	2

幼稚園

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
幼児教育史	2
臨床発達心理	2

【大学が独自に設定する科目の充当方法】※

中学校 ①または②により 2 単位

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「教科に関する専門的事項目」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数

高等学校 ①+② = 4 単位※

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「教科に関する専門的事項目」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数

幼稚園 ①+② = 8 単位（子ども支援学科生は 2 単位）

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「領域に関する専門的事項目」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数

※ 必ずしも①②の各分野から充当する必要はありません。